

南町田病院 医療安全管理指針

1) 医療安全に対する基本的な考え方

医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体での組織的な事故防止対策を推し進めることにより、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目的とする。

2) 医療安全委員会・組織に関する基本的事項

本院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、以下の組織等を設置する。

- (1) 医療安全部門
- (2) 医療安全管理者
- (3) 医薬品安全管理責任者
- (4) 医療機器安全管理責任者
- (5) 医療放射線安全管理責任者
- (6) 医療安全委員会

3) 職員に対する研修に関する基本方針

医療安全委員会は、予め作成した研修計画にしたがい、1年に2回、職員を対象とした医療安全管理の為の研修を実施する。研修は医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、本院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

4) 報告等に基づく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

報告は医療安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とすることのみを目的としており、報告者はその報告によって不利益を受けないことを確認する。具体的には本院内における医療事故や、危うく事故になりかけた事例等を検討し、医療の安全に資する事故予防対策、再発防止策を策定することとし、これらの対策の実施状況や効果の評価・点検等に活用しうる情報を院内から収集することを目的とする。

5) 院内事故発生時の対応に関する基本方針

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に好ましくない事象が生じた場合には、可能な限り、まず、本院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

また、本院内のみでの対応が不可能とされた場合には、遅延なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報、資材、人材を提供する。

医療事故発生時は本病院の医療安全管理マニュアルに従い対応する。

6) 患者相談窓口

医療安全における患者からの苦情・相談に迅速に対応することを目的として、患者相談窓口を設置する。

南町田病院 感染対策指針

1) 感染対策に対する基本的な考え方

南町田病院の院内感染対策は、感染症患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、医療行為を行う際に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化することの視点に立ち、すべての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実現し、あわせて感染経路別予防策を実施する。

各部署においては職員一人ひとりが院内感染対策の推進に取り組むと同時に病院全体として包括的に院内感染対策を行っていくものとする。

2) 感染対策委員会・組織に関する基本的事項

当院の〔院内感染対策委員会規定〕に基づき、各部門代表を構成員とする感染対策委員会を設置する。毎月1回定期的に委員会を開催し、院内感染発症を未然に防止する予防策を講じる。さらに、集団院内感染(アウトブレイク)発生などの緊急時は臨時委員会や外部委員会を開催する。委員会では院内全体の問題点を把握し速やかに改善案を講じる。

3) 職員に対する研修に関する基本方針

感染対策委員会は、院内感染対策の基本的な考え方及び具体的方策等について職員に周知徹底を図ることを目的に、年2回委託業者を含む職員を対象に院内研修会を開催する。

4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

結核、疥癬、インフルエンザ、その他届出が必要な感染症が発生した場合、速やかに委員会に報告する。院内感染対策委員会は感染防止するため、感染症発生情報レポートを随時更新し全職員が電子カルテ内のネットワークを経由して情報共有を行う。

5) 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、詳細の把握に努め、対策立案を行う。また、重大な感染事例発生の場合は委員長が臨時の感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案しこれを実施する為に全職員へ周知徹底を図る。